

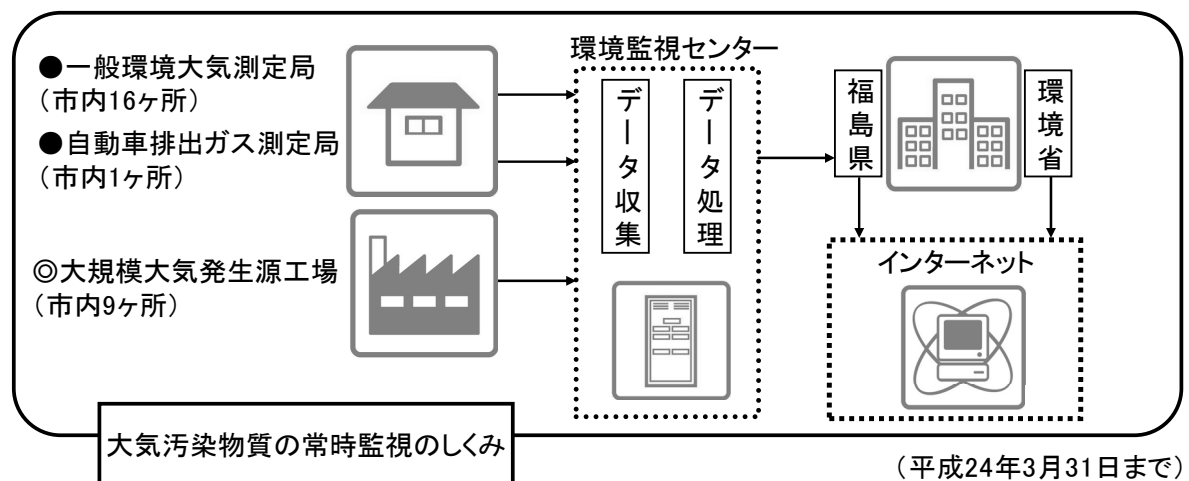
第3章 大気汚染

1 大気汚染の概況

本市では、大気汚染の状況を監視するため、大気汚染に係る環境基準が設定されている物質のうち、二酸化硫黄などの大気汚染物質について、市内 17 箇所の大気測定局で常時測定をしていましたが、大気測定局の統廃合に伴い、平成 24 年 4 月 1 日からは市内 12 箇所で常時測定を行っております。

平成 23 年度の大気状況は、二酸化硫黄（短期的評価）及び光化学オキシダント以外の物質は環境基準を達成しており、前年度と比較すると、すべての物質について横ばいとなっています。

また、同じく環境基準が設定されているベンゼン等の有害大気汚染物質についても市内 6 箇所で月 1 回測定をしていますが、その結果は、すべて環境基準を達成しています。



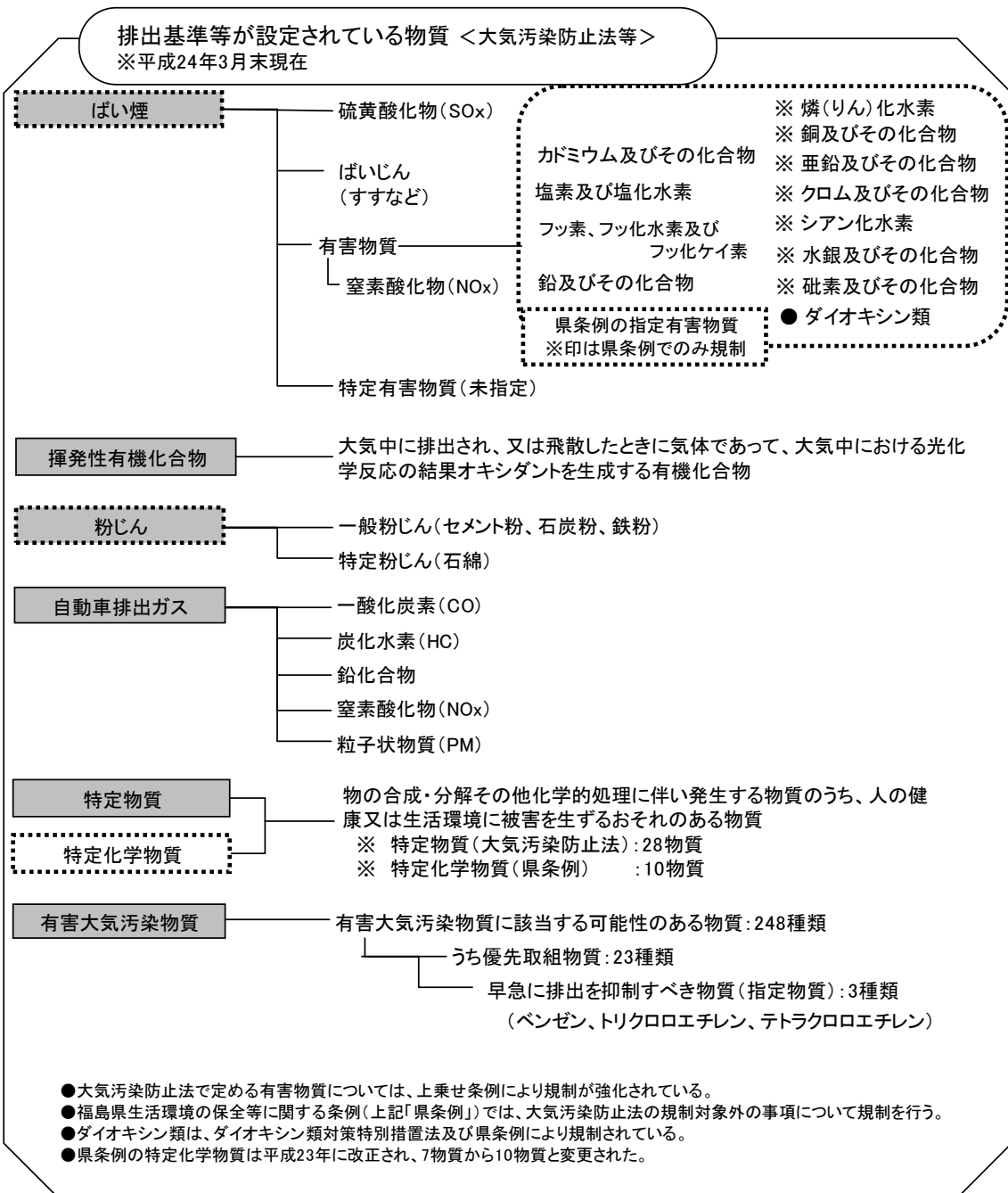
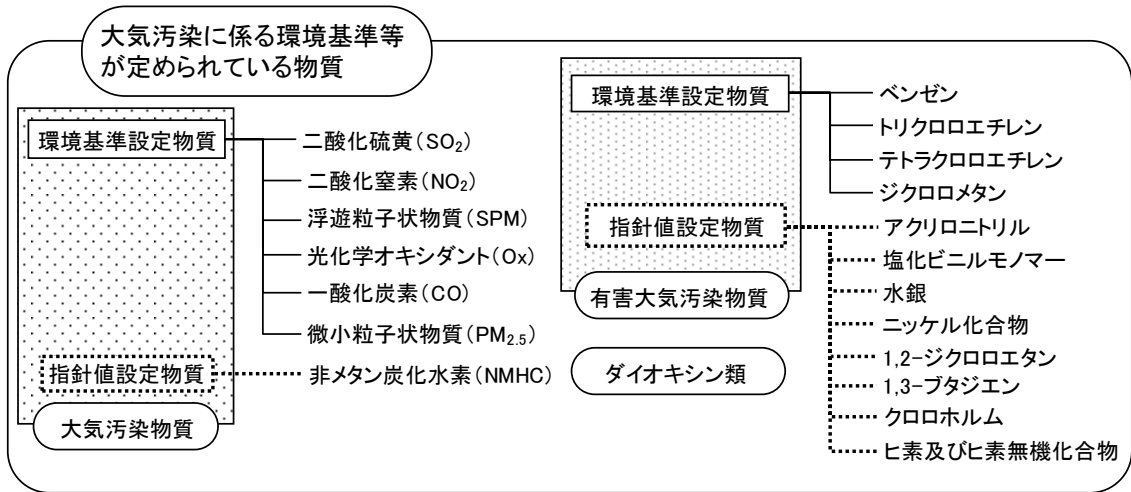
2 大気汚染防止対策

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいい、発生源は、事業場の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

(2) 大気汚染に関する法令

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて事業場に対し規制等を実施しています。



(3) いわき市の取り組み

本市では、大気汚染の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、大気環境中のアスベスト濃度や酸性雨の成分についても測定を実施しています。

また、大気汚染物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、発生源の監視を行っています。

